

名勝九年庵庭園整備工事実施設計業務委託仕様書

第1章 総則

- 第1条 本仕様書は、名勝九年庵庭園整備工事実施設計業務委託（以下「業務」という）に適用する。
- 第2条 業務における事業主体は佐賀県であり、受託者は地域交流部文化・観光局文化課文化財保護・活用室（以下「佐賀県」という）の指示に基づいて業務を実施する。
- 第3条 業務は名勝九年庵庭園内における整備工事の実施設計を行う業務であり、修理・復旧を要する庭園構成物に対する整備工事設計の検討・立案を目的とする。
- 第4条 受託者は、対象地の全域が国名勝の指定範囲であることに留意するとともに、作業にあたり庭園の構成要素である樹木・飛石・石造物及び建築物等の損傷がないよう十分に配慮すること。
- 第5条 本仕様書に定めていない事項については、佐賀県と協議し定める。
- 第6条 受託者は、契約締結後速やかに佐賀県と協議の上業務に着手するものとし、業務が完了した場合、速やかに所定の報告書及び成果品を提出し、佐賀県の検査を受けること。
- 第7条 業務の実施にあたっては、本仕様書の他、次に列挙する各法令・基準等を遵守し、かつ佐賀県の監督員の指示に基づいて行うこと。ただし、文化財保護法に基づく諸手続きは、佐賀県が行う。
- （1）文化財保護法
 - （2）労働基準法・労働安全衛生法をはじめとする労働関連法令
 - （3）測量法
 - （4）測量法に基づく作業規程の準則
 - （5）設計・調査・測量業務共通仕様書（令和7年10月 佐賀県県土整備部）
 - （6）「史跡整備のてびき」（文化庁文化財部記念物課監修 2004）
- 第8条 受託者は、文化財調査上必要と思われる事項について特に留意し、成果品の向上に努めるものとする。

第2章 基本事項

- 第9条 業務を開始するにあたっては、佐賀県と受託者で十分に打合せを行い、業務開始前に着手届・工程表を速やかに提出すること。
- 第10条 作業にあたっては、監督員に適宜確認することとし、必要に応じて調整を行うこと。また、計画変更等重要な事項については、業務打合協議簿を作成し提出すること。
- 第11条 業務の遂行に際し、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等の法的手続きが必要な場合は、受託者が責任をもって行うこと。また、その手続きに許可承諾条件等がある場合は、これを遵守すること。
- 第12条 受託者は、前条の諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その写しを監督員に提出すること。
- （管理技術者）
- 第13条 受託者は、契約図書に基づき業務における技術上の管理を行う管理技術者を予め定めること。
- 2 管理技術者は、契約図書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
 - 3 管理技術者は、下記のいずれかに該当する者を配置すること。

- ① 技術士（建設部門）
- ② 国土交通省登録技術者資格（施設分野「地質・土質（上級土木技術者[地盤・基礎]・1級土木技術者[地盤・基礎]）」または「都市公園等（RCCM[造園]）」部門該当）
- ③ シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）
- ④ 土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者若しくは1級土木技術者）
- ⑤ 1級ないし2級の土木施工管理技士または造園施工管理技士
- ⑥ ①から⑤と同等の能力と経験を有する技術者

4 管理技術者の交代の必要が生じた場合は、速やかに佐賀県に報告し承認を得ること。

（監督員）

第14条 佐賀県は業務に伴う管理技術者への指示、承諾又は協議を行う監督員を定め、受託者へ通知するものとする。

（再委託）

第15条 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部の再委託について予め佐賀県の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 業務の一部を再委託する際は、佐賀県内の業者の中から選定し委託するよう努めること。

（安全管理）

第16条 受託者は、現地調査等の業務遂行にあたっては安全管理に十分な対策を講じて作業を行うものとする。

- 2 受託者は、業務に従事する作業員等の雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法その他法令に定めるすべての責任を負わなければならない。
- 3 受託者は、災害防止のため必要があると認めたときは、臨機の措置をとらなければならない。
- 4 業務の遂行中に生じた諸事故、又は受託者が注意義務を怠ったことにより第三者に与えた損害については、受託者の責任において解決するものとし、その経緯は速やかに佐賀県へ報告するものとする。ただし、その損害の発生が佐賀県の責に帰すべき理由により生じたものについては、佐賀県がこれを負担するものとし、その額は双方で協議して定める。

第17条 対象地は神社境内の隣接地であり、近隣に民家も所在するため、車両の通行・駐車、公共道路上での作業時等にあたっては安全に十分注意すること。

2 対象地のうち、庭園内は常時施錠されているため、入場に際しては佐賀県へ予め通知すること。佐賀県は通知に伴い管理人に連絡を行い、開錠について依頼する。

第3章 作業概要

第18条 本業務の作業概要は次のとおりである。

- （1）委託業務名 名勝九年庵庭園保存整備工事实施設計業務委託
- （2）業務場所 神埼市神埼町的（名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園）
- （3）履行期間 契約締結日～令和8年3月13日
- （4）業務内容

【設計業務】

整備工事实施設計

設計対象

庭園部・山林部整備工事实施設計 一式

設計内容

1) 池堆積土浚渫掘削・運搬	設計対象面積	1 9 8 m ²
2) 苑路石段修理	1箇所、設計対象面積	2 0 m ²
3) 水路護岸修理	1箇所、設計対象面積	1 2 m ²
4) 高木伐採・処分	3本	

第4章 作業内容

第19条 作業内容は次のとおりである。

整備工事実施設計

- ①名勝九年庵庭園の庭園部及び山林部について整備工事実施設計図書を作成する。
- ②実施設計にあたっての作業内容は、以下のとおりである。
 - (1) 現地調査
 - (2) 設計条件の整理
 - (3) 整備内容の検討
 - (4) 施工計画の検討
 - (5) 実施設計図の作成
 - (6) 数量計算書作成
 - (7) 概算工事費の算出
 - (8) 工事仕様書の作成
 - (9) 照査
 - (10) 設計協議
- ③整備工事の工種区分は公園工事（園路等舗装工・修景施設整備工・法面整形工・敷地造成工・伐採工ほか）とする。
- ④施工計画の検討には、仮設計画の立案を含むこととする。
- ⑤作成する実施設計図は以下のとおりとする。ただし監督員と協議の上変更できるものとする。また、設計図に必要な既存図面（地形測量図等）については佐賀県が提供する。
 - (1) 現状図（対象地平面図・断面図）
 - (2) 仮設計画面（平面図等）
 - (3) 施工計画図、詳細図（平面図・断面図）
 - (4) 施工標準図（標準断面図・標準仕様図等）

第5章 検査

第20条 受託者は、業務完了後、佐賀県に検査確認申請書を提出し検査を受け、佐賀県から検査合格の通知を受理した後に業務完了届を提出すること。

- 2 受託者は、前項の検査の結果不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、佐賀県に再度、検査確認申請書を提出し再検査を受けなければならない。
- 3 第1項及び第2項に定める検査及び再検査に要する期間は、業務履行期間に含めるので留意すること。

第6章 成果品

第21条 納入する成果品は、次のとおりとする。

- (1) 整備工事実施設計成果品一式
 - ①設計図書一式データ（DXF形式ほか）
 - ②数量計算書データ
 - ③特記仕様書データ

- ④①～③の紙打ち出し（A3・A4）
- （２）デジタルデータを収納したＳＳＤ　１点
- （３）事業完了報告書
作業実施状況の管理写真、打合せ整理簿、上記項目の紙成果品を A4 ファイルにまとめ、綴じたもの　　２部
- （４）その他必要に応じて佐賀県が指示するもの

第 22 条　納品場所は、監督員の指示により定める。

第 7 章　その他

第 23 条　業務により生じた記録類一切の著作権は佐賀県に帰属する。